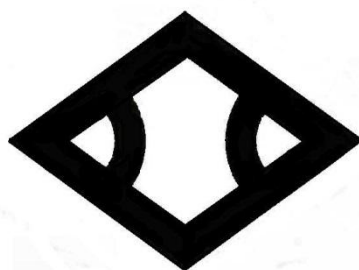


令和8年度  
学校いじめ防止対策基本方針



守山市立小津小学校

## 目次

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	-2-
2	いじめの定義	-3-
3	いじめの防止のための具体的取組	-3-
4	いじめの早期発見	-5-
5	学校評価への位置づけ	-6-
6	いじめの事案対処	-6-
7	インターネットによるいじめへの対応	-8-
8	いじめによる重大事態への対処	-9-
9	学校におけるいじめの防止等のための組織	-10-
10	基本方針の見直し	-11-
11	いじめ防止等に向けての年間計画	-12-

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

本校は「豊かな心と生きる力をもち、自ら考え、やりぬく小津の子」を教育目標とし、これからの社会を生き抜くたくましいおづこの育成をめざして教育活動を推進しています。互いを尊重し合い、「いじめを許さない」という強い信念をもった子どもの育成は、本校の教育目標に掲げる子の姿にほかなりません。しかしながら、依然としていじめは憂慮すべき状況にあり、次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境の中で「たくましく生きる力をはぐくむ」ために、すべての教師が、いじめの問題に対する基本認識を共有することが不可欠であります。いじめは命に係わる重大な人権侵害であり、絶対許される行為ではありません。教師が子どもにしっかり寄り添いながら、親身になって支えていくことが何より大切です。一人ひとりの教師が人権感覚をいっそう高め、子どものサインを見逃すことなく、兆候を見つけたら、迅速に対応していかなければなりません。

平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学省大臣決定）が改訂されました。これを受け、守山市も基本方針の改定を実施しました。よって、本校も全職員でいじめに対する共通認識のもと「いじめ防止」の体制を構築するために改定を実施しました。

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本的認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「未然防止」「早期発見」「事案対処」に取り組んでいきます。
- (3) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (4) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、守山市、守山市教育委員会、家庭、地域の関係者等と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条より）

「一定の人間関係」：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や、塾やスポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

「物理的影響」：金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを指します。

\*「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組

### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

#### (ア) 発達段階に応じた教育

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前教育とも連携しながら、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

#### (イ) 自己肯定感を育てる教育

児童の多面的な能力を引き出し、自己肯定感を育てる教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

#### (ウ) 人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、望ましい集団活動や「わかる授業」を通して、「自らの大切さや他の人の大切さを認める」ことを児童自身が実感できる人権感覚を育みます。

#### (エ) 恵まれた地域の教育環境を活かした体験活動の推進

児童に、他者や社会、自然との直接的な関わり合いの中で自己と向き合わせるとともに、発達段階に応じて自然とふれあいながら、福祉体験やボランティア体験、キャリア教育等の「生きた社会」との関わりを通して児童の社会性を育み、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

#### (オ) 道徳教育の推進

「いじめをしない」「いじめを許さない」といった道徳的判断力を育むために、道徳の授業では「おもいやり」「信頼・友情」の内容を重視します。また、3学期の授業参観において、一斉に道徳の授業を行い、親子のコミュニケーションを深め、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

## (2) いじめの未然防止

いじめを発見してから対応する「早期発見・早期対応」はもちろん、全ての児童を対象にした「いじめを生まない」未然防止の取り組みが最も重要であり、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくるのが大切だと考えます。そのためには、きちんと授業に向かい、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもに育てる「規律」・「学力」・「自己有用感」を大切にして取り組む必要があります。

## (3) 特別な配慮が必要な児童に対するいじめの未然防止

以下のような児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行っていきます。

- ①発達障害等の障害のある児童
- ②海外から帰国した児童や外国籍の児童、外国籍の保護者を持つ児童など外国につながる児童
- ③性同一障害や性的指向・性自認に係る児童
- ④自然災害で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

## (4) 学力の保障

- ①朝学習（チャレンジタイム）を計画的・継続的に実施し、国語科、算数科を中心に基礎学力の定着を図ります。また、全国学力・学習状況調査や小5学力調査、低学年の読み書きチェックなどの実施等、客観的なデータを蓄積・分析しながら、学力向上策の改善に努めます。
- ②長期休業中において学力補充を実施し、児童からの質問に答えたり、補習的な学習を実施したりします。

## (5) 「分かる」授業、「楽しい」授業の実践

- ①児童の対話的・主体的な学びを推進し、自分の考えを表現することを楽しみ、関わり合ったり、練り合ったりする中で自分を高める子どもの育成に取り組みます。
- ②「豊かな表現力を育成」するために、ペアやグループ学習など学習形態を工夫し、発表の仕方や説明する際の技術（話形）などを児童に身につけさせるとともに、ノート指導などを通して自分の考えをまとめられるようにします。授業の中に、児童一人一人が活躍できる場や役割を組み込んでいきます。
- ③タブレット端末をはじめとする ICT 機器を効果的に活用し、児童の興味・関心を高めるとともに、意欲的に問題解決を図ることができるようにします。

## (6) 生活ルールや学習規律の確立

- ①あいさつ、掃除など児童の基本的な生活習慣にかかわる指導を保護者と協力しながら進めるとともに、ノートの取り方や発表の仕方、聴き方、家庭学習の仕方など、学習におけるルールを、発達段階も考慮に入れながら確立していきます。
- ②幼小中連携しながら、生活や学習のルールをスタンダード化していきます。

## (7) 居心地の良い「居場所（学級）づくり」「学級経営」

- ①児童が学級の中で安心してのびのびと過ごせるように、学級のルールづくり環境づくり、児童へのほめ方や叱り方など、学級運営に必要な資質・能力を養い、学級担任としての力量を高め、「いじめは許さない」と言える学級風土を醸成します。
- ②異年齢集団および異校種間の活動の充実を図ります。縦割りグループによるおぶっこタイム、1・5交流等を計画的に実施し、高学年児童は「人の役に立った」「認められた」という自己有用感を獲得し、低学年児童は高学年児童に対するあこがれを抱くようにします。

#### (8) 道徳教育・人権教育の充実

- ①望ましい集団活動や「分かる」授業を通して、「自らの大切さや他の人の大切さを認める」ことを児童自身が実感できる人権感覚を育みます。
- ②「いじめをしない」「いじめを許さない」といった道徳的判断力を育みます。
- ③2学期の授業参観において、一斉に道徳の授業を行い、親子のコミュニケーションを深め、世代を超えた道徳的価値の交流を図ります。

#### (9) 家庭・地域との連携

P T A活動や保護者懇談会、地域・学校協議会等で、いじめの基本方針やいじめの実態などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さを理解してもらうために、講演会や授業参観日の一斉道徳などを実施したり、HPや学校便りでの広報活動を行ったりします。

#### (10) インターネット上（ゲーム機やスマホ、携帯電話等）のいじめ防止

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルの指導に当たります。未然防止には、子どものゲーム機やスマホ、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要があります。具体的には、以下の3点を重点とし取り組んでいきます。

- ①発達段階に応じて、インターネット上のルール（情報モラル）の指導を行います。市教委発行のパンフレットを活用したり、滋賀県警が行っているケータイ安全教室等を利用したりします。
- ②保護者にも啓発し、授業参観日を利用したり、学級懇談会等で保護者と一緒に考える機会を設けたりします。
- ③関係機関とも連携し、教職員の研修を実施し、情報モラルに関する指導力の向上を図ります。

### 4 いじめの早期発見

すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を行うことにより、児童の些細な変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、確認できた事実に基づき速やかに対応していきます。

児童生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

#### (1) 日常の観察

- ①児童と向き合う時間をなるべく多く確保し、授業中や休み時間など児童の様子に目を配ったり、声かけを行ったりする中で、体調の変化や表情の変化、交友関係、服装や言葉遣い、欠席状況などの変化に気づくようにします。その際、「いじめアンケート」を活用します。
- ②日記や生活ノート、連絡帳などの活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで信頼関係を構築できるように努めます。
- ③学年会、生徒指導部会、職員会議等で、全教職員で気がかりな児童の情報交換を行います。

#### (2) 定期的な情報収集

- ①年3回、6月、10月と2月に「いじめアンケート」と個人面談週間を実施します。アンケートや個人面談を通して挙がってきた事例は、実態を把握した上で学年主任を通じて生徒指導主任、教頭に報告し、校内いじめ対策委員会で対応を協議するかどうか判断を仰ぎます。

- ② 10月に「こどもとほっとタイム（教育相談期間）」を2週間程度設定し、いじめアンケートをもとに相談しやすい体制を整え、児童の変化や悩みに気づくようにします。
- ③ いじめの事実確認においては、被害児童、加害児童、周囲の児童や保護者などから詳しく情報を得て、正確に事実確認に努めます。管理職の指示のもとに複数の教職員で連携し情報を共有します。
- ④ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導します。
- ⑤ 教職員全員が共通理解し、事実確認の結果を保護者に連絡するとともに協力を依頼します。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会などの関係機関との連携のもとで対応します。
- ⑥ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに守山署生活安全課に通報し、適切に援助を求めます。

## 5 学校評価への位置づけ

学校評価において、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認し、取組の改善に努めます。

## 6 いじめの事案対処

いじめの事実や、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導や支援等を行わなければいけません。また、特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげます。

### (1) いじめが起きた場合の対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ② いじめを発見、報告を受けた場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに学級担任、学年主任、生徒指導主任、教頭に報告し、「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有しながら組織で対応します。
- ③ いじめの事実確認においては、被害児童、加害児童、周囲の児童や保護者などから詳しく情報を得て、正確に把握します。管理職の指示のもとに複数の教職員で連携し情報を共有します。
- ④ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導します。
- ⑤ 教職員全員が共通理解し、事実確認の結果を保護者に連絡するとともに協力を依頼します。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会などの関係機関との連携のもとで対応します。
- ⑥ 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と連携して対処します。
- ⑦ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

## (2) いじめられた児童への支援

### ①児童に対して

- ア. 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- イ. 「最後まで守ること」「秘密は守ること」を伝え、できる限り不安を除去します。状況によっては、複数の教職員で協力の下、見守りを行うなど、児童の安全を確保します。
- ウ. 必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- エ. 「いじめられているあなたにも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。
- オ. 状況に応じて、市教育委員会に相談し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ます。
- カ. 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意します。
- キ. 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、被害児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図ります。
- ク. いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

### ②保護者に対して

- ア. 直接、保護者と出会い、事実確認後迅速に保護者に事実関係を伝えます。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- イ. 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ウ. 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- エ. 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- オ. 家庭での子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝えます。

## (3) いじめた児童への支援

### ①児童に対して

- ア. いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- イ. いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ウ. 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得て、指導に当たります。
- エ. いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、子どもの背景にも目を向けて指導します。
- オ. 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意します。
- カ. 事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡します。

キ. 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させます。

#### ②保護者に対して

- ア. 正確な事実関係を時系列でまとめ、説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- イ. 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ウ. 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え具体的に助言していきます。

#### (4) 周りの児童への対応

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させます。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や体験事例をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

#### (5) 「いじめの解消」について

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過している。
- ②いじめられた児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者面談等で確認する。

## 7 インターネットによるいじめへの対応

インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（以下「ネット上のいじめ」という）の発見には、メール等を見たときの表情の変化やスマートフォンや携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携しながら取り組みます。

ネット上のいじめを発見した場合は、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や法律違反など、事案によっては警察等の専門機関と連携して対応していきます。

#### (1) ネット上の不適切な書き込み等に対する措置

- ①書き込み画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組みます。

- ②滋賀県警サイバー犯罪対策課や守山署生活安全課などの専門機関に相談し、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。

## (2) 指導のポイント

- ①ネット上で、誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ②匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- ④チェーンメールの内容は架空のものであり、決して転送しないこと。
- ⑤ネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものです。またネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることを理解させる取組を推進します。

## 8 いじめによる重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」に沿って適切に対応します。

### (1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことととらえています。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
  - イ. 身体に重大な障害を負った場合
  - ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ. 精神性の疾患を発症した場合
- などです。
- ②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- ア. 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたります。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。市教育委員会は、県教育委員会、市長に報告します。

### (3) 調査の主体

学校からの重大事態の報告があった場合には、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。

その際、調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合がありますが、学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施します。なお従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒または保護者が望む場合にも、市教育委員会が調査を実施します。

#### (4) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、学校におけるいじめ防止対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適切な専門家を加えたものをその組織とします。

市教育委員会が調査主体となる場合は、市教育委員会の附属機関である「いじめ問題調査委員会」をその組織とします。学校は、附属機関に対して、必要な資料提供を行います。(関係者の個人情報に十分配慮します。)

#### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下①～⑤の客観的な事実関係を速やかに調査します。

- ① いつから(いつ頃から)であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員はどのように対応したか

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にはしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとします。

学校または市教育委員会は、守山市いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

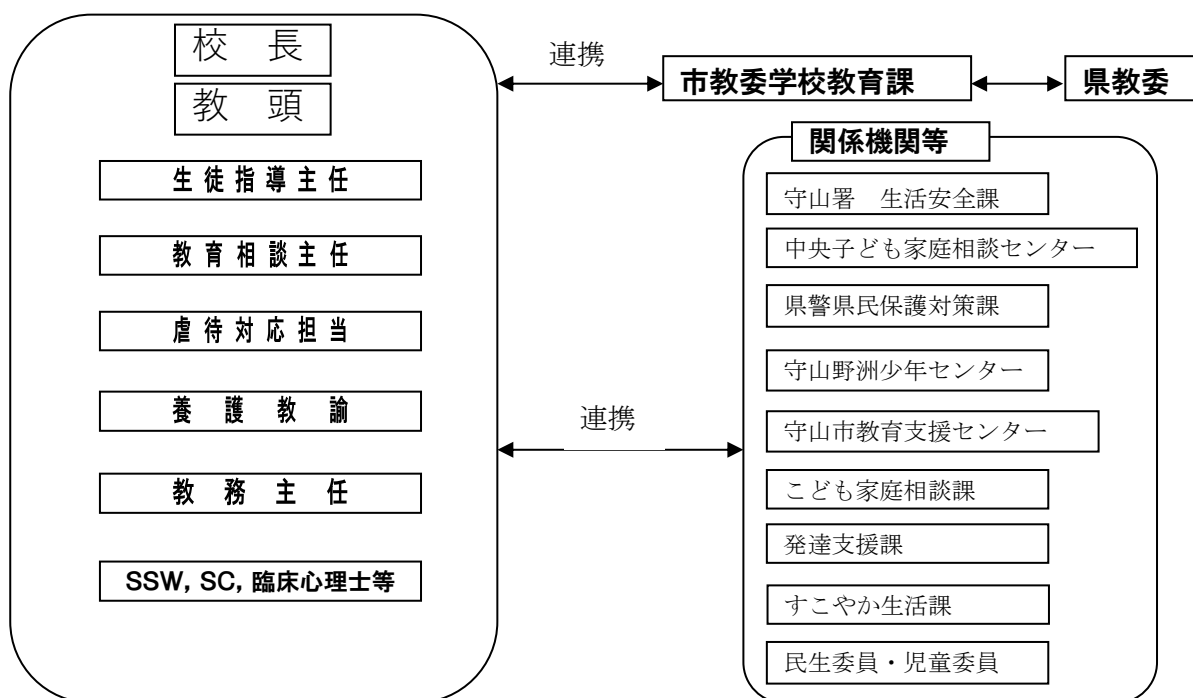
### 9 学校におけるいじめの防止等のための組織(法 22 条関係)

学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されている」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や教務主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、虐待対応に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定します。

さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要があります。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加します。

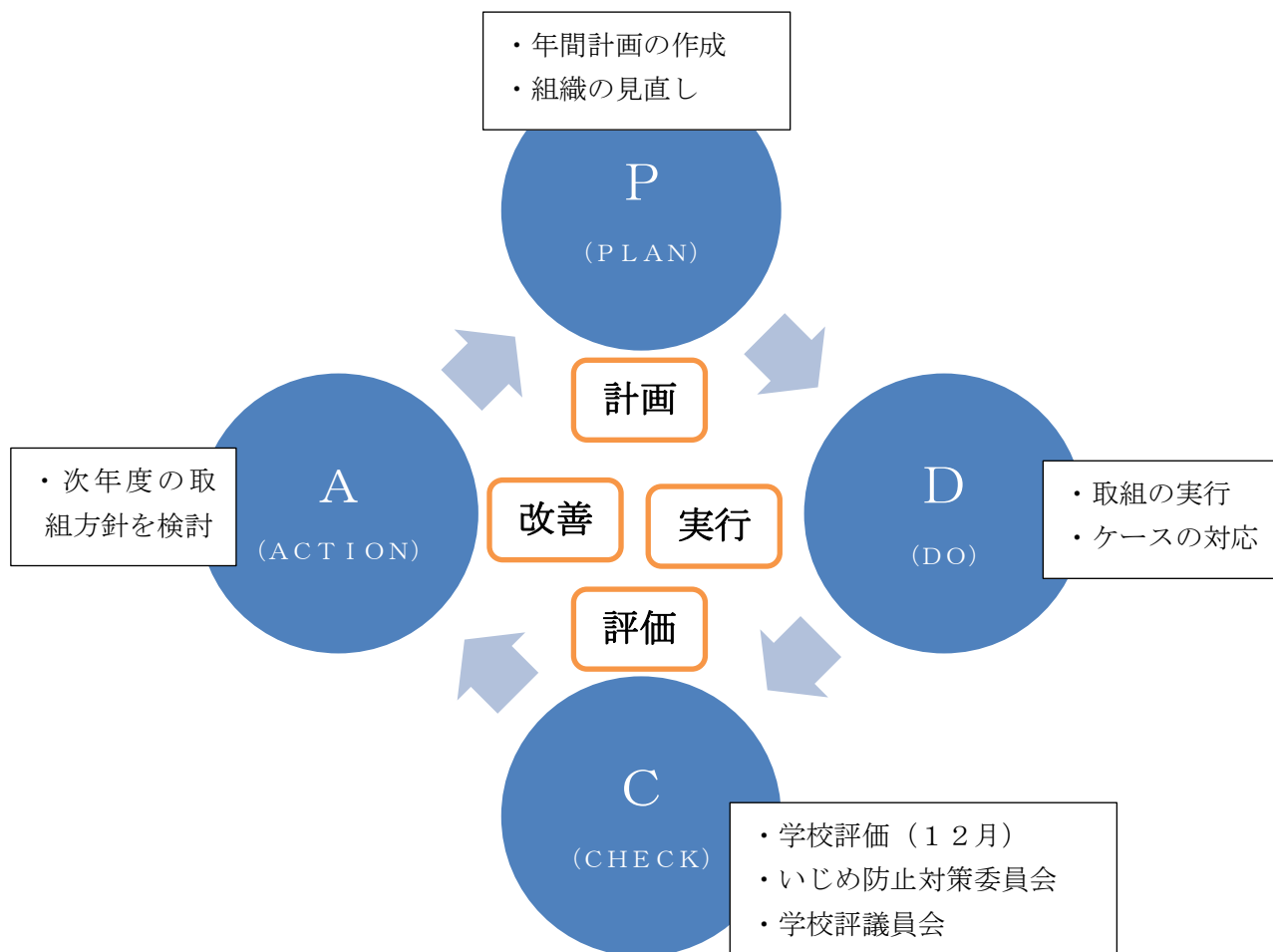
[いじめ防止等のための連携図]

<いじめ防止対策委員会>



### 10 基本方針の見直し

本基本方針は、国または県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。また、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 11 いじめ防止等に向けての年間計画

月	教職員・児童生徒の取組や活動	保護者・地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> 生徒指導計画 および いじめ防止対策の共通理解 <input type="checkbox"/> 生活指導 および いじめ防止対策の指導（各学級） <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 および 教育相談等の共通理解	
5月	<input type="checkbox"/> 個別懇談会 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	△保護者によるいじめチェック
6月	<input type="checkbox"/> 児童いじめアンケートの実施 <input type="checkbox"/> ひまわり相談日 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	◇小津学区子どもの安全を守る連絡会
7月	<input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 学校評価アンケート <input type="checkbox"/> 学級懇談会 <input type="checkbox"/> 学校評議員会	△◇心と心をつなぐあいさつ運動 △保護者によるいじめチェック ◇民生委員・児童委員との懇談
8月	<input type="checkbox"/> 職員研修 （生徒指導・教育相談・特別支援教育・人権教育等） <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	
9月	<input type="checkbox"/> ひまわり相談日 <input type="checkbox"/> 個別懇談会	
10月	<input type="checkbox"/> 児童いじめアンケートの実施 <input type="checkbox"/> 教育相談月間（ほっとタイム） <input type="checkbox"/> 〇運動会 <input type="checkbox"/> ひまわり相談日 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	
11月	<input type="checkbox"/> 教育相談月間（ほっとタイム） <input type="checkbox"/> ひまわり相談日	△◇心と心をつなぐあいさつ運動 ◇小津学区子どもの安全を守る連絡会
12月	<input type="checkbox"/> 〇心はぼかぼか週間・ぼかぼか集会 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 個別懇談会 <input type="checkbox"/> 学校評価アンケート	△◇学校評価アンケート △保護者によるいじめチェック
1月	<input type="checkbox"/> ひまわり相談日 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	
2月	<input type="checkbox"/> 児童いじめアンケートの実施 <input type="checkbox"/> 〇ひまわり相談日 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 学校評議員会	◇民生委員・児童委員との懇談
3月	<input type="checkbox"/> 子どもを語る会	△保護者によるいじめチェック
年間を通して	<input type="checkbox"/> 生徒指導部会・人権教育部会・教育相談部会 <input type="checkbox"/> いじめ問題等にかかる情報交換およびケース会議 <input type="checkbox"/> 職員会議・打合せ等における情報共有・共通理解 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 〇あいさつ運動 <input type="checkbox"/> 〇おづっこタイム（縦割り班活動）・おづっこ集会 <input type="checkbox"/> 〇代表委員会 <input type="checkbox"/> SC, SSW等との連携	

□：教職員の取組や活動    ○：児童生徒の取組や活動    △：PTA・保護者の取組や活動    ◇：地域の取組や活動